



# 鳥取県公報

平成 22 年 7 月 30 日 (金)  
第 8 2 1 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	公共測量の実施 (466) (技術企画課) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (467) (道路企画課) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (468) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 2
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (景観まちづくり課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（米子境港都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成22年6月30日から平成23年1月14日まで
- 3 作業地域 境港市全域

## 鳥取県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年7月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子広瀬線	米子市大谷町75-1地先から同市目久美町270地先まで	平成22年7月30日

## 鳥取県告示第468号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年7月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成21年12月24日 鳥取県指令第200900153077号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字金丸ヶ岡
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市誠道町2083  
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研

# 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画伝統的建造物群保存地区 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画墓園 第3号夕日ヶ丘公園墓地
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220